

# 平成21年第2回定例会意見書全文

## 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期予防接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、初期症状として発熱以外の特別な症状が見られない場合が多く、重篤な状態になって初めてわかるといった早期診断が難しい病気である。

我が国では、毎年、約1,000人近くの子供たちが感染しており、抗生素質による治療を行っても約5%が死亡し、約15%から20%は重い後遺症が残ると言われている。

日本外来小児科学会によると、患者の約6割はインフルエンザ菌b型(Hib)によるもので、約3割は肺炎球菌によるとされている。

細菌性髄膜炎の治療は、発症後では限界があることから、罹患前のワクチン接種の重要性が指摘されているのである。

1998年には、世界保健機関(WHO)もHibワクチンの定期予防接種を推奨しており、ワクチンを定期予防接種化した国々では、発症率が大幅に減少したとの報告がされている。

しかし、日本では、Hibワクチンが承認されたものの任意接種のため、親の費用負担が大きく、気軽に接種できるものではない。また、肺炎球菌ワクチンについては、乳幼児に使用できる7価結合型肺炎球菌ワクチンは未承認のままであり、日本小児科学会なども早期の承認を求めている。

多くの親の切実な願いであるHibワクチンと7価結合型肺炎球菌ワクチンの公費による定期予防接種化が実現すれば、子供たちを細菌性髄膜炎から守ることができるるのである。

よって、本市議会は国に対し、細菌性髄膜炎から子供たちを守るため、下記の事項について早期に実現するよう強く要望するものである。

### 記

- 1 Hibワクチンの公費による定期予防接種化を図ること。
- 2 乳幼児も接種できる肺炎球菌ワクチンである7価結合型肺炎球菌ワクチンを承認し公費による定期予防接種化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月16日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	あて	衆議院議長	あて
厚生労働大臣		参議院議長	

## 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与及び針・筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染した。その中には、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており、まさに「医原病」といえる。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。肝硬変、肝がんの年間死者数は4万人を超える、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因している。また、既に肝硬変、肝がんに進行した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している。

平成20年度から、国の大肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」がスタートしたが、法律の裏づけがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。適切なウイルス肝炎対策を全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要である。

よって、本市議会は国に対し、すべてのウイルス肝炎患者救済のため、肝炎対策のための基本法を早期に成立させるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月16日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	あて	衆議院議長	あて
厚生労働大臣		参議院議長	

## 基地交付金の増額等を求める意見書

我が国には、多くの自衛隊等の基地施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、市民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設が所在する市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているが、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地施設が所在する市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)等が交付されている。

しかしながら、基地交付金の対象資産は、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫等の用に供する土地、建物及び工作物などの一部の施設に限定されており、対象資産の拡大が求められているところである。

また、基地交付金は、平成元年以降3年ごとに増額されているものの、国民の安全・安心を守る重要な施設の代価としては不十分であり、さらなる増額が必要である。

よって、本市議会は国に対し、平成22年度予算において、基地交付金の増額措置を講ずるとともに、対象資産を拡大することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月16日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	あて	内閣府特命担当大臣	
総務大臣		(少子化対策・男女共同参画)	あて
外務大臣		衆議院議長	
		参議院議長	

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」が1985年に批准されて以来、四半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は今なお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在している。

本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会の調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書」(以下「選択議定書」という。)は、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効し、現在までに世界で97カ国が批准している。

しかしながら、日本政府は「司法権の独立を侵すおそれ」を理由に、いまだに批准していない。経済協力開発機構(OECD)加盟国で、未批准国はアメリカと日本の2カ国のみである。

2003年夏、本委員会は、日本政府に対して「選択議定書」により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において司法を補助するものであると強く確信していると批准を「勧告」している。

「世界経済フォーラム」の「世界男女格差報告」2008年版によれば、日本の男女格差指数の順位は130カ国中98位と、前年の91位よりさらに後退しており、女性差別の是正が国際的に見ても極めておくれていることを示している。

加えて、昨秋以降の未曾有の経済・金融危機の中、妊娠・出産を理由にした不利益な扱いや、育児休業などを理由にした女性の解雇などが急増していることから、妊娠中の女性に特別の保護を与えることを定めている本条約の徹底が緊急の課題となっている。

一方、政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけている。選択議定書についても、男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准へ積極的姿勢を示している。

こうした現状に則し、日本における女性差別撤廃の取り組みの強化を促す選択議定書の批准を早急に実施するよう求める声が各地から上がっている。本条約が真的の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められている。

よって、本市議会は国に対し、選択議定書の国連採択10年の節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月16日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	あて	内閣府特命担当大臣	
総務大臣		(少子化対策・男女共同参画)	あて
外務大臣		衆議院議長	
		参議院議長	